

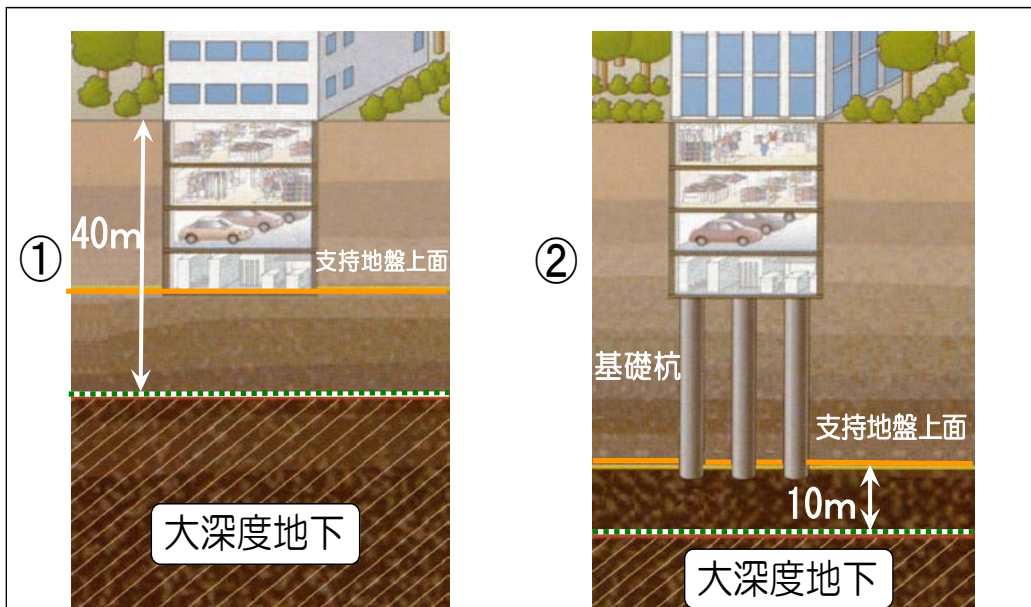
中央新幹線(東京都・名古屋市間)の 事前の事業間調整の手続について

国土交通省 都市局 都市政策課
平成26年3月

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用の認可の効果

大深度地下の公共的使用(道路事業、鉄道事業等の公共公益事業)については、使用認可を受けることにより事業者は事前に補償を行うことなく事業を実施することができる。(法第25条等)

○大深度地下の範囲(法第2条等)

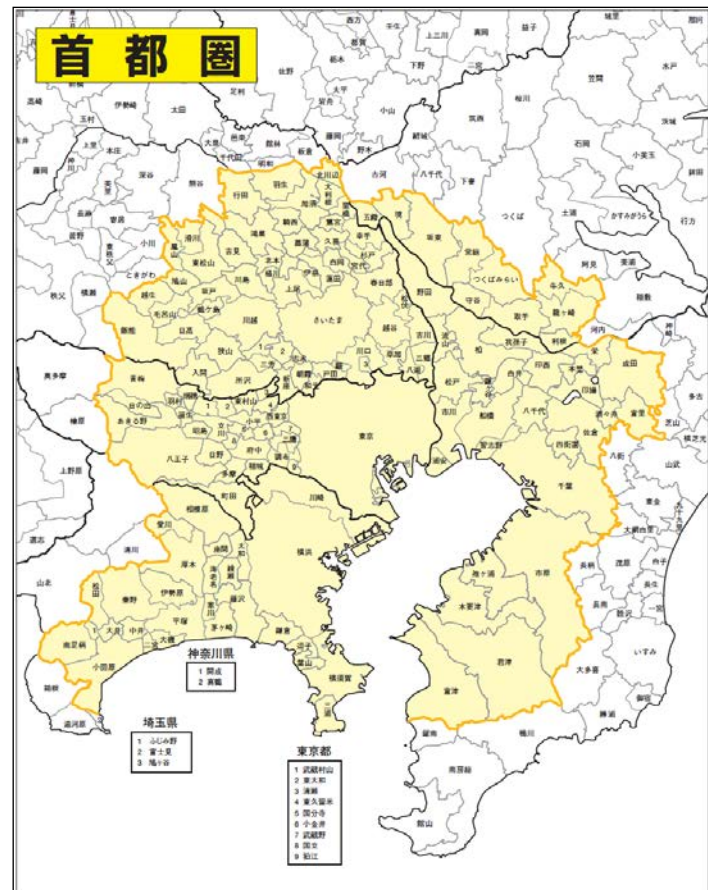


地下室の建設のための利用が通常行われない深さ
(地下40m以深)

建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ
(支持地盤上面から10m以深)

①または②のうちいずれか深い方の深さの地下

○対象地域(法第3条等)



事前の事業間調整の手続の流れ

事業者は、使用の認可を受けようとするときは、あらかじめ、事業概要書を作成し、事業所管大臣に送付しなければならない。(法第12条)

